○武庫川女子大学・武庫川女子大学短期大学部奨学寄付金取扱規程

(平成 25 年 4 月 1 日 規程第 6 号) 改正 平成 28 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人武庫川学院(以下「学院」という。)が設置する武庫川女子大学及び武庫川女子大学短期大学部(以下「本学」という。)が学外の諸機関又は個人より教育研究の奨励を目的として受入れる寄付金(以下「奨学寄付金」という。)の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(受入基準)

- 第2条 奨学寄付金は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本学の教育研究に支障 を及ぼすおそれがないと認められるものに限り、これを受入れることができるものと する。
- 2 学院は、次の条件が附されている奨学寄付金を受入れることができないものとする。
 - (1) 奨学寄付金により取得した財産を無償で寄付者に譲与すること
 - (2) 寄付者に対し研究成果報告書等を提出し、又は研究指導等を行うこと
 - (3) 寄付者が奨学寄付金の使途に関し会計監査等を行うこと
 - (4) 奨学寄付金による教育研究の結果得られた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権及び著作権等)を寄付者に無償で譲渡し、又は使用させること
 - (5) 寄付申込み後、寄付者の意思により奨学寄付金の全額又は一部を取り消すことができること
 - (6) その他学院理事長(以下「理事長」という。)が、本学の教育研究上支障がある と認める事項

(申込み)

- 第3条 奨学寄付金を寄付しようとする者(以下「寄付者」という。)は、「奨学寄付申 込書」(様式第1号)を理事長に提出するものとする。
- 2 寄付者は、奨学寄付金の使途について指定することができないものとする。ただし、本学の特定の学部・学科又は職員等(以下「教育研究担当者」という。)の教育研究に資するための奨学寄付金である場合は、当該教育研究担当者を指定することができるものとする。

(受入れの決定)

- 第4条 理事長は、前条第1項により申込みがあった場合、これを適当と認めたときは、 当該奨学寄付金の受入れを承認するものとする。
- 2 理事長は、前項により奨学寄付金の受入れを承認した場合、寄付者に対し速やかに 「奨学寄付受入通知書」(様式第2号)を送付するものとする。
- 3 学院は、前項の受入通知書に記載した奨学寄付金が納入されたことを確認したときは、寄付者に対し、学院が特定公益増進法人であることの証明書の写を裏面に印字した領収書を送付するものとする。

(職員等の手続き)

第5条 第3条第2項に基づき寄付者より指定された教育研究担当者は、前条第1項に

基づき奨学寄付金の受入れが承認されたときは、理事長に対し、速やかに「奨学寄付金連絡票」(様式第3号)を提出するものとする。

(直接経費・間接経費)

- 第6条 奨学寄付金は、寄付者の趣旨に基づいて教育研究に使用する直接的な経費(以下「直接経費」という。)及びそれに関連して直接経費以外に必要となる経費(以下「間接経費」という。)の合計額とする。
- 2 前項の間接経費は、奨学寄付金の10%とする。

(経理処理)

- 第7条 奨学寄付金の経理処理は、「武庫川学院経理規程」及び学院の関連諸規則に基づいて行うものとする。
- 2 学院は、一度受入れた奨学寄付金をいかなる理由があっても返還しないものとする。
- 3 学院は、奨学寄付金を寄付金収入として受入れ、第3条第2項に基づき寄付者が教育研究担当者を指定した場合、当該奨学寄付金のうち直接経費について、補正予算申請により当該教育研究担当者の個人研究費又は当該学部・学科の研究費として予算配分するものとする。

(適用除外)

- 第8条 奨学寄付金のうち次のいずれかに該当するものについては、この規程の一部を 適用除外とすることができるものとする。
 - (1) 地方公共団体からの寄付金
 - (2) 公益法人又は民間団体等による研究助成金等で寄付金として処理することが定められているもの
 - (3) 受配者指定寄付金
 - (4) その他特別な事情があると認めた奨学寄付金

(事務担当)

- 第9条 奨学寄付金に関する相談業務及び受入れに関する事務は、経理部研究活性支援 課が担当するものとする。
- 2 奨学寄付金の経理処理、予算管理、その他の事務は、それぞれの所管部署において 担当するものとする。

(雑則)

- 第10条 この規程に定めのない事項については、理事長がこれを定めるものとする。 (規程の改廃)
- 第11条 この規程の改廃は、理事長の承認を得て行うものとする。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、職員等は当面の間、様式3号の提出を省略することができる。

奨 学 寄 付 申 込 書

学校法人 武庫川学院

理事長 大河原 量 殿

寄付者住所名称代表者

公印

金 \triangle \triangle \triangle \triangle , \triangle \triangle \triangle \triangle \triangle (但し、研究助成金として)

武庫川女子大学・武庫川女子大学短期大学部奨学寄付金取扱規程に基づき、上記金額 を同大学・短期大学部への奨学寄付金として、次のとおり寄付の申込みをします。

1. 寄付の目的:

(研究課題名)

- 2. 指定を希望する学部・学科及び教員名等:
- 3. 寄付の条件:
- 4. 事務担当連絡先

所属部署名 : 職・氏名 :

(〒 −)

所属住所 : 電話番号 : FAX番号 :

電子メールアドレス:

以上

武学研開支収第 号 平成 年 月 日

奨学寄付受入通知書

(寄付者)

殿

兵庫県西宮市池開町6番46号 学校法人 武 庫 川 学 院 理 事 長 大 河 原 量

拝 啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、本学院の設置しております武庫川女子大学・同短期大学部に格別のご支援・ご 寄付を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたびお申込みのありました寄付につきまして、本学院として受入れのうえ大学・短期大学部の教育研究に有効に活用させていただくとともに、人材育成・社会連携を通じて、地域社会に還元してまいりたいと存じます。重ねて、格別のご厚情を賜りましたこと、深く感謝申し上げます。

つきましては、<u>本通知書 到着日の翌月末までに</u>、下記により寄付金をお振り込みいただけますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 振 込 額: (ただし、研究助成金として)

2. ご指定になった学部・学科及び教員名等:

○○学部 ○○学科 ○○(資格) ○○(氏名)

3. 振込先:

銀行名

預金種目

口座番号

口座名義